

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三十一号）に基づき及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(航空機局等に係る無線局の基準適合性の確認間隔)  
第四十条の二 法第七十条の五の二第二項第一号の総務省令で定める時期は、次の各号の掲げる無線局の種別に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 航空機局

ア 無線従事者の資格及び員数 一年

イ 法第六十条に規定する時計及び備付書類 一年

ウ 無線設備

(7) 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装との照合 一年

電気的特性の点検 五年

(イ) 総合試験

A) ATCトランスポンダ 二年

B) 航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機(个体識別コードの確認に限る。) 一年

C) その他 五年

二 航空機地球局 二年

(軽微な変更)

第四十条の三 法第七十条の五の二第三項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、別表第四号の三のとおりとする。

(無線設備等の点検その他の保守の実施状況の報告)

第四十条の四 法第七十条の五の二第六項の規定による報告は、毎年六月末日までに、前年四月一日から当年三月三十一日までの点検その他の保守の実施状況について、別表第四号の四に定める報告書一通及びその写し二通を総務大臣に提出して行うものとする。

(書類の提出)

第五十二条 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの(法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの、無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出(法第百条第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。))に関するもの並びに法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関、法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関、法第三十九条の二第一項に規定する指定講習機関、法第四十六条第一項に規定する指定試験機関、法第七十一条の三第一項に規定する指定周波数変更対策機関、法第七十一条の三の二第一項に規定する登録周波数終了対策機関、法第百二条の十七第一

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第五十二条 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの(法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの、無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出(法第百条第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。))に関するもの並びに法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関、法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関、法第三十九条の二第一項に規定する指定講習機関、法第四十六条第一項に規定する指定試験機関、法第七十一条の三第一項に規定する指定周波数変更対策機関、法第七十一条の三の二第一項に規定する登録周波数終了対策機関、法第百二条の十七第一

項に規定するセンター及び法第百二条の十八第一項に規定する指定較正機関に関するものを除く。(は)は前条第一項に規定する所轄総合通信局長(以下「所轄総合通信局長」という。)を經由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四条の二の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の指定の申請に関する書類及び法第八十三条第一項に規定する審査請求書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

項に規定するセンター及び法第百二条の十八第一項に規定する指定較正機関に関するものを除く。(は)は前条第一項に規定する所轄総合通信局長(以下「所轄総合通信局長」という。)を經由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四条の二の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の指定の申請に関する書類及び法第八十三条第一項に規定する審査請求書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

〔略〕	〔略〕
三 法第五十六条第一項に規定する指定に係る受信設備	その受信設備の設置場所
三の二 法第七十条の五の二に規定する無線設備等保守規程の認定、変更認定、変更届及び無線設備等の点検その他の保守の実施状況の報告	その航空機局又は航空機地球局が設置される航空機の定置場の所在地

〔同上〕	〔同上〕
三 法第五十六条第一項に規定する指定に係る受信設備	その受信設備の設置場所
〔同上〕	〔同上〕

〔2〕5 略〕

〔2〕5 同上〕

別表第四号の三 変更認定を要しない事項(第四十条の三関係)

〔新設〕

- 一 無線局の免許の番号(登録記号に変更がない場合に限る。)
- 二 無線設備等の点検その他の保守を行う施設の名称及び所在地(移転を伴わない場合に限る。)
- 三 無線設備等の点検その他の保守を行う組織の名称(免許手続規則第二十五条の二十六第一項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がない場合に限る。)
- 四 無線局の基準適合性の確認間隔(第四十条の二に規定する範囲内での変更の場合に限る。)
- 五 その他総務大臣が別に告示するもの

別表第四号の四 航空機局等の無線設備等の点検その他の保守の実施状況報告書の様式(第40条の4関係)

〔新設〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

[

## 附 則

この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる改正規定の施行の日（平成〇〇年〇〇月〇〇日）から施行する。

別表第四号の四 航空機局等の無線設備等の点検その他の保守の実施状況報告書の様式（第40条の4関係）  
（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

航空機局等の無線設備等の点検その他の保守の実施状況報告書

年 月 日

総務大臣 殿

認定免許人

住 所（注1）

氏名又は名称

代表者氏名

印

認定の番号（注2）

電波法第70条の5の2第6項の規定により、 年4月1日から 年3月31日までの航空機局等の無線設備等の点検その他の保守の実施状況について、下記のとおり報告します。（注3）

記

1 無線従事者の資格及び員数の確認の実施状況

免許の番号	航空機名（登録記号）	実施日	確認者（判定員）	備考

2 時計及び備付書類の確認の実施状況

免許の番号	航空機名（登録記号）	実施日	確認者（判定員）	備考

3 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容及び実装との照合の実施状況

免許の番号	航空機名（登録記号）	実施日	確認者（判定員）	備考

4 電気的特性の試験の実施状況及び実施計画

免許の番号	航空機名（登録記号）	無線設備名	型式又は名称	製造番号	実施日	実施計画（年度）	確認者（判定員）	備考

5 総合試験の実施状況及び実施計画

免許の番号	航空機名（登録記号）	実施日	実施計画（年度）	確認者（判定員）	備考

6 航空機局等に関する点検その他の保守の実施結果に基づく不具合状況

無線設備名	型式又は名称	実施年度	年間飛行時間	不具合件数	目標値又は管理値	備考

7 無線設備等の点検その他の保守に関する信頼性管理における分析と処置対策の実施状況

注1 免許人の欄の記載は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X0401 及び X0402 に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。） 、郵便番号並びに住所（報告者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
  - (2) 報告者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
  - (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、報告者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
  - (4) 代理人による報告の場合は、報告者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。代理人による報告の場合は、免許人に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び連絡先電話番号を付記すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- 2 同一の免許人が複数の認定について合わせて報告する場合は、当該認定の番号を全て記載すること。
  - 3 1 から 6 までの欄の備考の欄については、各項目において参考となる事項を記載すること。
  - 4 4 及び 6 の欄に記載する無線設備は以下のものとする。
    - (1) HF 帯無線設備
    - (2) VHF 帯無線設備
    - (3) UHF 帯無線設備
    - (4) ATC トランスポンダ
    - (5) 機上 DME
    - (6) 機上タカン
    - (7) ACAS
    - (8) 航空機用気象レーダー
    - (9) 航空機用ドップラ・レーダー
    - (10) 電波高度計
    - (11) 航空機用救命無線機
    - (12) 航空機用携帯無線機
    - (13) 航空機地球局用無線設備
  - 5 4 の欄の記載は、次によること。
    - (1) 航空機局の場合は報告対象年度を含む過去 5 年度分の実施状況及び今後 5 年度分の実施計画を、航空機地球局の場合は報告対象年度を含む過去 2 年度分の実施状況及び今後 2 年度分の実施計画を無線設備の型式ごとにまとめて記載すること。ただし、認定を受けた年度以前の年度の記載は要しない。なお、電気的特性の試験の実施計画は、報告対象年度の 3 月 31 日時点で保有する当該認定に係る無線設備の全装置について記載すること。
    - (2) 無線局免許手続規則第 2 条第 6 項に規定する二以上の無線局相互間において共通に使用する装置については、代表する航空機局又は航空機地球局の航空機名（登録記号）及び免許の番号を記載すること。
    - (3) 航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機について記載する場合には、備考欄に電池の有効期限を併せて記載すること。
  - 6 5 の欄については、航空機局の場合は報告対象年度を含む過去 5 年度分の実施状況及び今後 5 年度分

の実施計画を、航空機地球局の場合は報告対象年度を含む過去2年度分の実施状況及び今後2年度分の実施計画を注4に掲げる無線設備の型式ごとにまとめて記載すること。ただし、航空機局の航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機については報告対象年度の実施状況及び今後1年度分の実施計画を、航空機局のATCトランスポンダについては報告対象年度を含む過去2年度分の実施状況及び今後2年度分の実施計画を記載すること。なお、総合試験の実施状況は、試験実施時に当該航空機局又は航空機地球局に搭載する全ての無線設備について記載すること。

- 7 5の欄については、航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機について記載する場合には、備考の欄に無線設備の型式、製造番号及び個体識別コードを併せて記載すること。
- 8 6の欄については、報告対象年度を含む過去5年度分を無線設備の型式ごとにまとめて記載すること。ただし、認定を受けた年度以前の記載は要しない。
- 11 6の不具合件数の欄については、通信不能や他の通信に影響を及ぼす事象につながった不具合及び通信不能や他の通信に影響を及ぼすことはなかったが、このまま使用を継続すると通信不能や他の通信に影響を及ぼす事象につながる可能性があった不具合の件数の合計を記載すること。
- 12 6の欄の備考の欄については、無線設備等保守規程に記載した信頼性管理の目標値又は管理値に対する結果を併せて記載すること。
- 13 7については、6の欄で報告する不具合のうち報告対象年度に発生したものの無線設備名、型式又は名称、製造番号、製造年月、不具合の内容、電波の質に係る不具合の重要度（レベル1（通信不能や他の通信に影響を及ぼす事象につながる可能性があった不具合）及びレベル2（通信不能や他の通信に影響を及ぼすことはなかったが、このまま使用を継続すると通信不能や他の通信に影響を及ぼす事象につながる可能性があった不具合）の別）、現象の内容及び処置状況を記載すること。また、詳細な原因が判明した場合及び信頼性の確保のために適切な対策を実施した場合には、その原因及び対策の内容を記載すること。
- 14 報告書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。